



平成28年5月23日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 エ イ ジ ア  
(コード番号: 2352 東証マザーズ)  
本 社 所 在 地 : 東 京 都 品 川 区 西 五 反 田 七 丁 目 20 番 9 号  
代 表 者 : 代 表 取 締 役 美 濃 和 男  
問 合 せ 先 : 専 務 取 締 役 中 西 康 治  
TEL (03) 6672-6788 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月28日開催予定の第21回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更することとし、現行定款第21条(任期)につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記(1)の取締役任期短縮に伴い、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とするため変更案第43条及び第44条を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第9条及び第44条並びに第45条を削除するものであります。  
また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年6月28日(予定)

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(自己株式の取得)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p>	
<p>第10条～第20条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第19条 (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>第22条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第44条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	
<p>(中間配当)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>
	<p>第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
	<p>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。                  2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。                  3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第46条 (条文省略)</p>	<p>第45条 (現行どおり)</p>